

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町条例第9号

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和42年美浜町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等に当たっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等に当たっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、美浜町職員の給与に関する条例(昭和36年美浜町条例第12号)第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。